Ⅲ

# 包括利益の表示、種類株式 2024年年次改善による基準改正のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 山田 正顕

【この章のエッセンス】

●包括利益の表示に関する改正では、連結財務諸表上の取扱いについて、表現の見直しが行われている。

●種類株式の取扱いに関する改正では、実務対応報告10号の適用対象となる種類株式について、定義の見直しが行われている。

2025年3月11日に、企業会計基準委員会(ASBJ)から「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正」として、図表1の企業会計基準、企業会計基準適用指針および実務対応報告が公表された[1]。

このうち、[2]については本特集Ⅰ章において改正法人税等会計基準の解説のなかで触れているため、本章では[1]および[3]について解説する。なお、本章中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

(1) ASBJのホームページ(https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2025/2025-0311.html)を参照のこと。

## 2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正

2024年年次改善プロジェクトは、2024年4月1日を基準日として行った、ASBJが公表した企業会計基準等の要変更事項の検出作業により検出された事項、および当該作業後の企業会計基準等の開発の過程で検出された事項について、変更後の記載および「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」[2]に基づいて必要とされる手続を検討のうえ、必要に応じて複数の企業会計基準等の改正または修正をまとめて行うものとされている。

(2) 公益財団法人財務会計基準機構(FASF)のホームページ(https://www.fasf-j.jp/jp/account/commitment.html)を参照のこと。

## 包括利益の表示に関する改正

改正包括利益会計基準および改正株主資本適用指針では、その他の包括利益の取扱いに関して、これまでに公表された複数の会計基準等で使用されている用語の一部が、連結財務諸表上の取扱いに関する記載に使用されるべき表現となっていなかったため、表現の見直しを図ることを目的として所要の改正が行われている。

### (1) 改正包括利益会計基準

これまでに公表された会計基準等で使用されている「純資産の部に直接計上」、「直接純資産の部に計上」および「直接資本の部に計上」という用語について、連結財務諸表上は「その他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額に計上」と読み替えるとする定めが追

(図表1) 2024年年次改善プロジェクトにより改正された基準等

(1) 包括利益の表示に関する改正
- 改正企業会計基準25号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下、「改正包括利益会計基準」という)
- 改正企業会計基準適用指針9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(以下、「改正株主資本適用指針」という)

(2) 特別法人事業税の取扱いに関する改正
- 改正企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」
- 改正企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

(3) 種類株式の取扱いに関する改正
- 改正実務対応報告10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」(以下、「改正実務対応報告10号」という)